

第2章

子ども・子育てを取り巻く状況

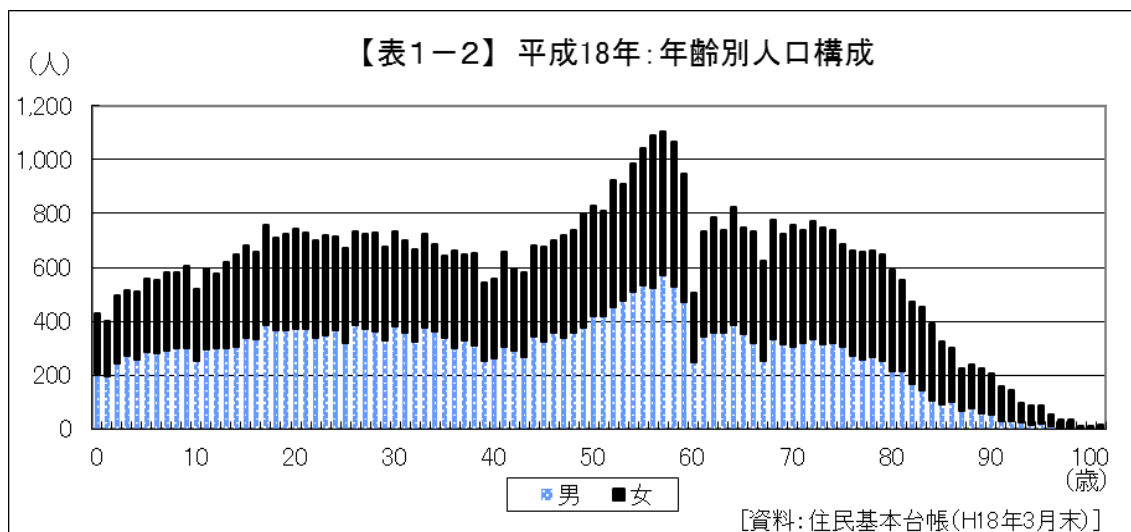
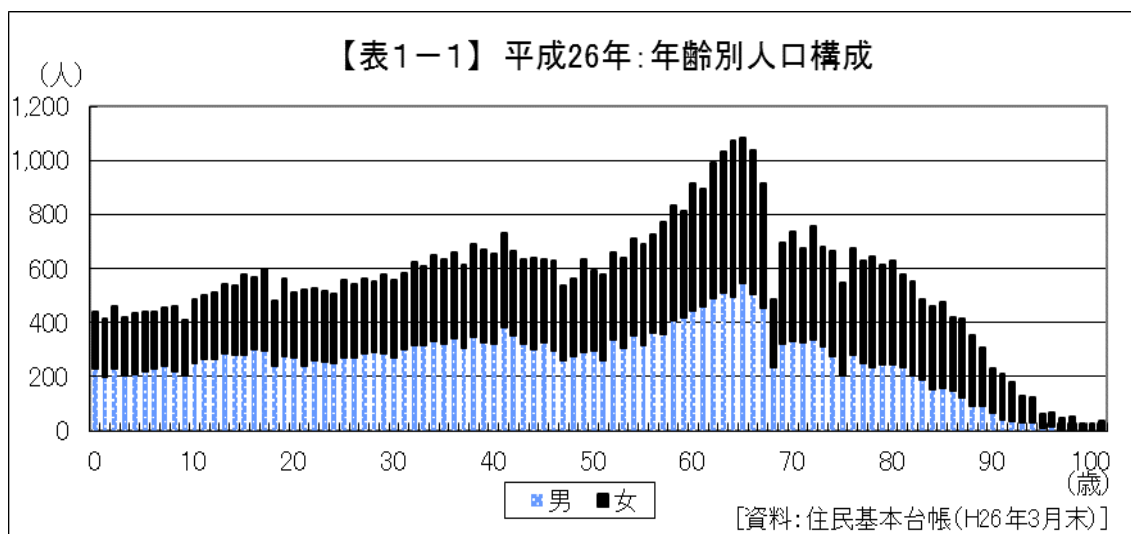
◆第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 人口と世帯の状況

(1) 年齢別人口構成

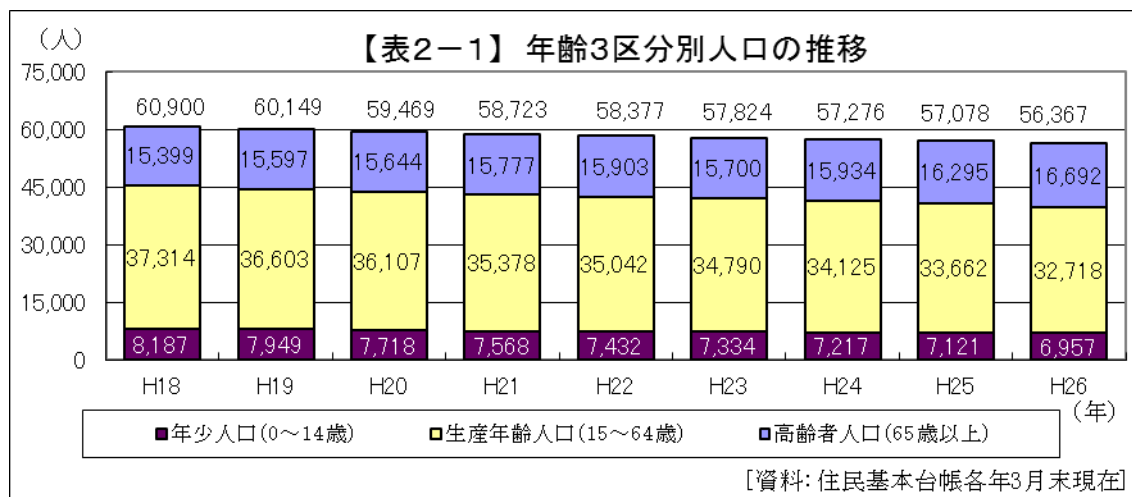
平成18年から平成26年までの8年間の人口構成の変化を比較すると、特に団塊の世代の高齢化により60歳以上の高齢者が増加しているのが顕著に表れています。

また、多くが結婚・出産を経験する世代である20・30歳代の人口は減少しており、10歳以下の人口も減少していますが、減少は緩やかになっており、400人強で推移しています。

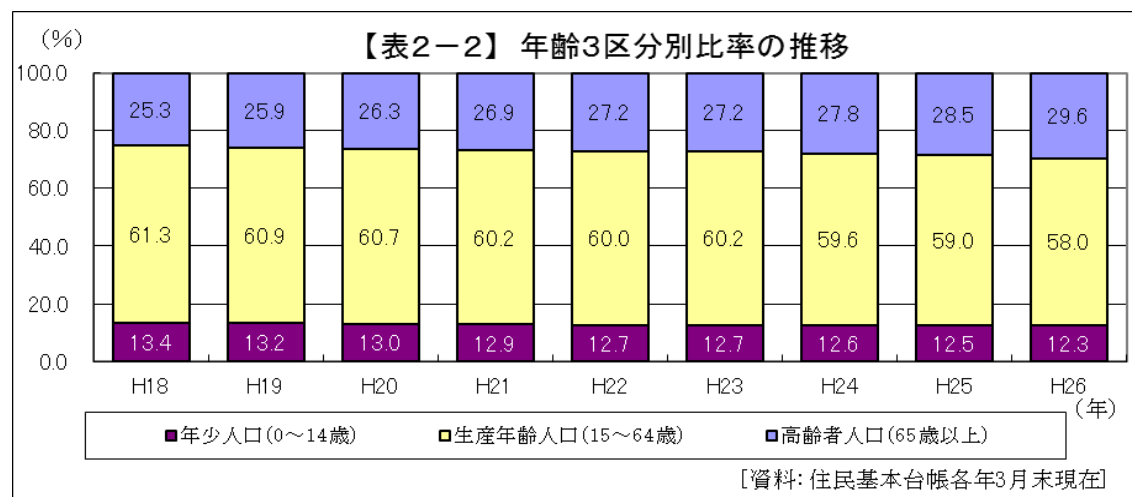


(2) 総人口・年齢3区分別人口の推移

総人口は、平成18年の60,900人から平成26年の56,367人と8年間で4,533人減少しています。この間の年齢3区分別の人口を見ると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)はそれぞれ1,230人、4,596人の減少となっており、高齢者人口(65歳以上)は1,293人増加しており、少子化・高齢化が進行しています。

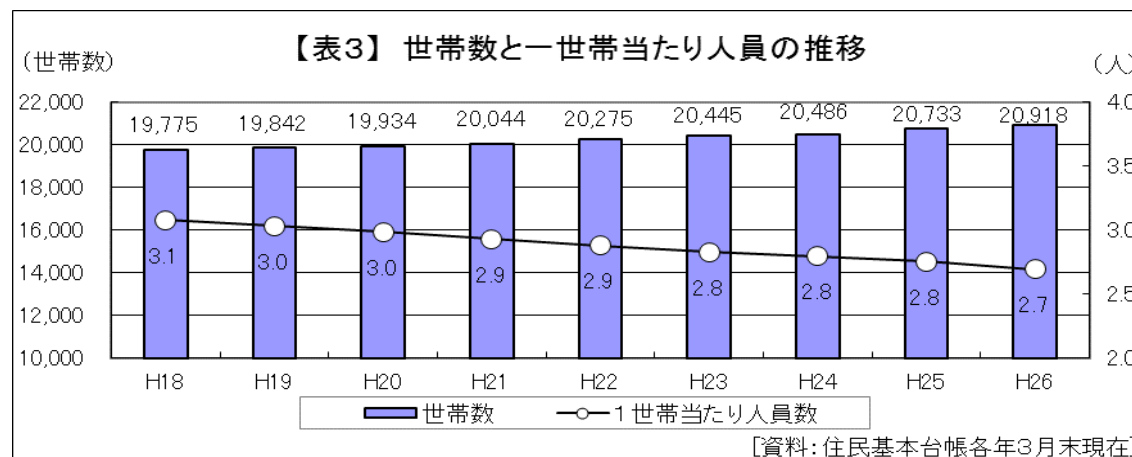


総人口に占める年齢3区分別の割合を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。平成26年の高齢者の占める割合は29.6%と約3.3人に1人は高齢者となっています。



(3) 世帯数と一世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成18年の19,775世帯から平成26年の20,918世帯と8年間で1,143世帯増加していますが、総人口は減少しているため、この間の一世帯当たり人員は3.1人から2.7人と0.4人減少し、核家族化が進行していることがうかがえます。



(4) 6歳未満・18歳未満の親族のいる核家族世帯数の推移

6歳未満の親族のいる核家族世帯数を見ると、昭和60年から平成7年までは減少していましたが、その後は増加傾向にあります。

18歳未満の親族のいる核家族世帯数では、昭和60年以降減少が続いており、平成22年には2,749世帯となっています。

【表4】 6歳未満・18歳未満の親族のいる核家族世帯の推移

単位：世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	16,708	16,961	17,568	18,498	18,653	19,031
6歳未満の親族のいる核家族世帯数	1,282	1,139	1,090	1,219	1,262	1,179
構成比	7.7%	6.7%	6.2%	6.6%	6.8%	6.2%
18歳未満の親族のいる核家族世帯数	3,674	3,286	3,003	2,919	2,856	2,749
構成比	22.0%	19.4%	17.1%	15.8%	15.3%	14.4%

資料：国勢調査

(5) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数（20歳未満の子どもがいる母子家庭・父子家庭）の推移を見ると、昭和60年から平成12年まではあまり変化がありませんでしたが、それ以降の平成17年、平成22年は増加しており、平成22年には373世帯となっています。

【表5】 ひとり親世帯の推移

単位：世帯

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
ひとり親世帯数	302	302	313	305	354	373
一般世帯総数に占める構成比	1.8%	1.8%	1.8%	1.6%	1.9%	2.0%

資料：国勢調査

2. 人口動態の状況

(1) 出生数・出生率の推移

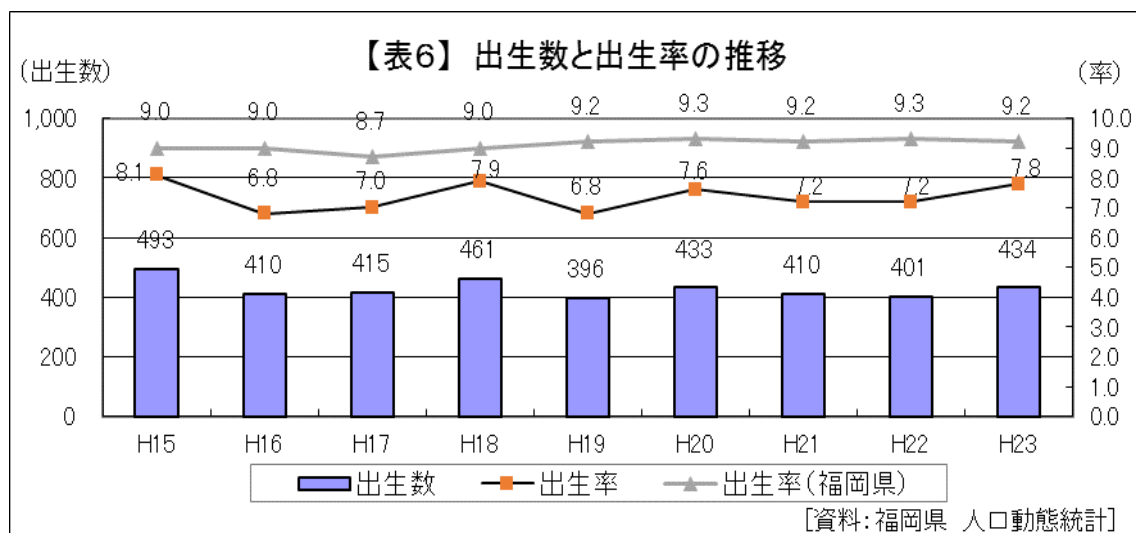
出生数の推移を見ると、平成16年以降は多少変動はありますが、おおむね400人強で推移しています。

出生率についても、平成16年以降は多少変動はありますが、ほぼ横ばいの状況です。

平成16年から平成23年の7年間で平均すると約7.3ポイントの水準となります。

一方、この間の福岡県の平均は約9.1ポイントと1.8ポイント高い水準となっています。

なお、平成24年・平成25年の朝倉市住民基本台帳上の出生数は、平成24年は415人、平成25年は431人となっています。



※出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人あたりの年間の出生児数の割合をいいます。

(2) 合計特殊出生率の推移

「昭和58年～昭和62年」以降減少していましたが、「平成20年～平成24年」では、0.1ポイント増加しています。国・県は、平成19年・平成24年は増加に転じています。

【表7-1】 合計特殊出生率の推移

	昭和58年～ 昭和62年	昭和63年～ 平成4年	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年
朝倉市	1.89	1.72	1.57	1.50	1.34	1.44
旧甘木市	1.89	1.73	1.61	1.58	-	-
旧朝倉町	1.90	1.78	1.51	1.32	-	-
旧杷木町	1.91	1.90	1.75	1.66	-	-

資料：厚生労働省・福岡県 人口動態統計

【表7-2】 福岡県・全国の合計特殊出生率の推移

	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
全国	1.69	1.50	1.39	1.32	1.34	1.41
福岡県	1.62	1.47	1.38	1.29	1.34	1.43

資料：厚生労働省・福岡県 人口動態統計

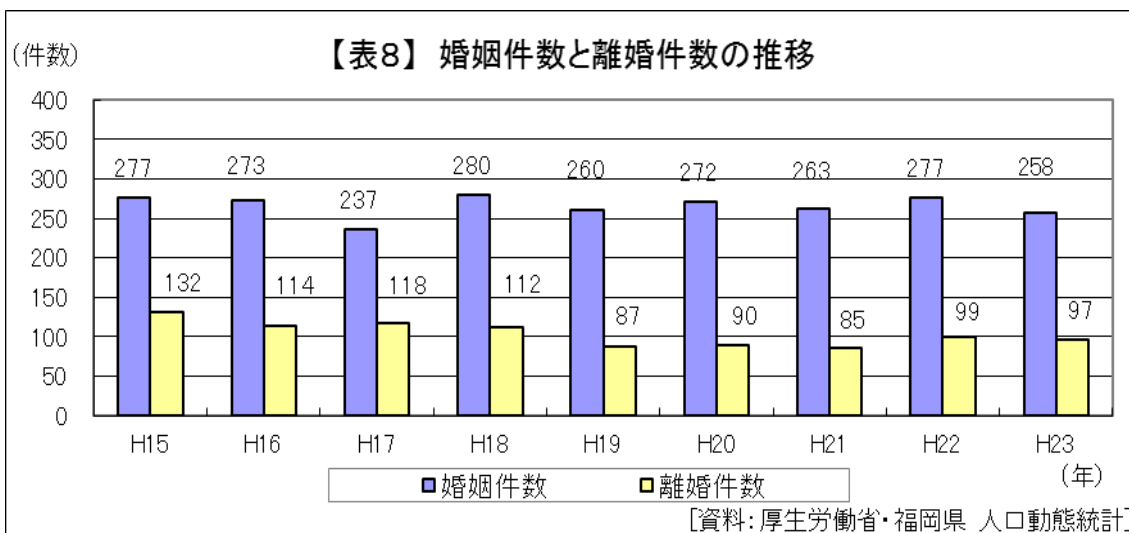
合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを示すもの。15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した数値。この数値が2.08を下回ると人口の減少につながるとされています。

(3) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数の推移は、平成17年までは減少し、平成18年に280件に増えましたが、その後は多少変動はあるものの、おおむね260件前後で推移しています。

離婚件数の推移は、平成19年まで減少しましたが、その後は多少変動はあるものの、おおむね90件前後で推移しています。

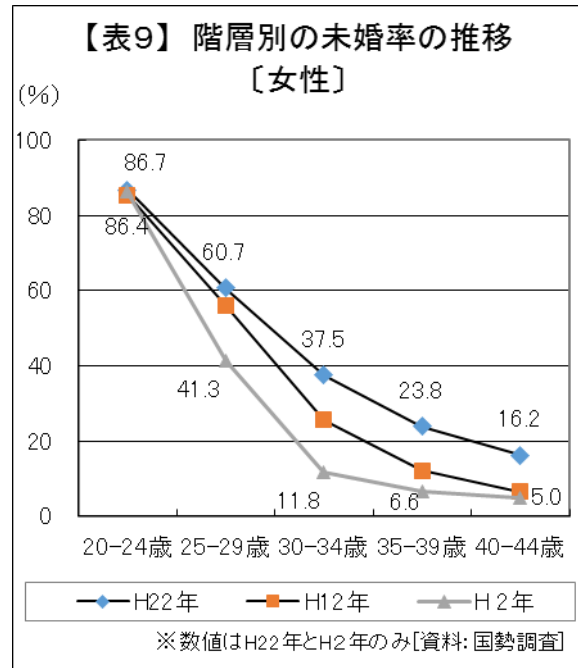


(4) 未婚率の推移

①女性

朝倉市の女性の未婚率の推移を年齢階層毎に見ると、「20～24歳」の階層を除き、他の階層では未婚率が増加しています。

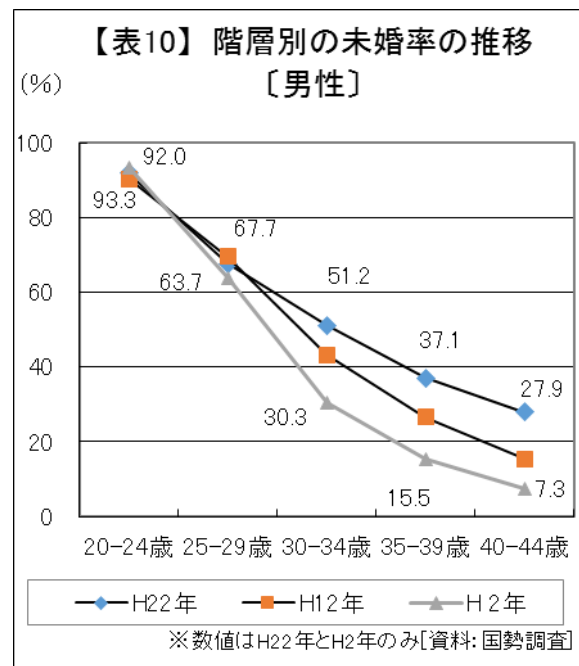
平成2年から平成22年の20年間の増加率の多い順に、「30～34歳」が25.7%、「25～29歳」が19.4%、「35～39歳」が17.2%、「40～44歳」が11.2%の増加となっています。



②男性

朝倉市の男性の未婚率の推移を年齢階層毎に見ると、「20～24歳」の階層は若干減少していますが、他の階層では未婚率が増加しています。

平成2年から平成22年の20年間の増加率の多い順に、「35～39歳」が21.6%、「30～34歳」が20.9%、「40～44歳」が20.6%、「25～29歳」が4.0%の増加となっています。

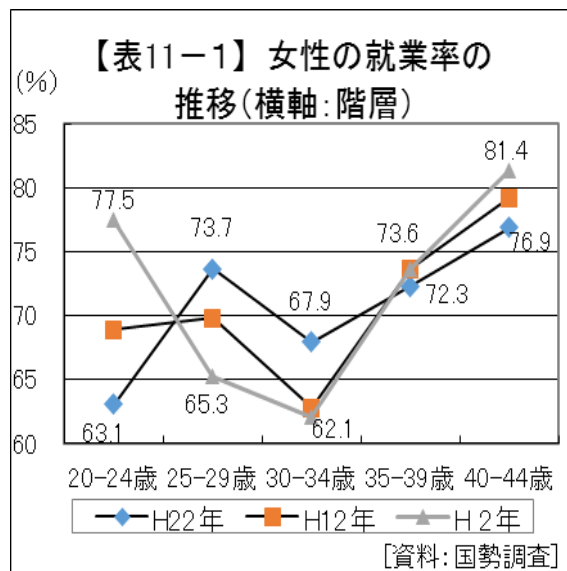


3. 就労の状況

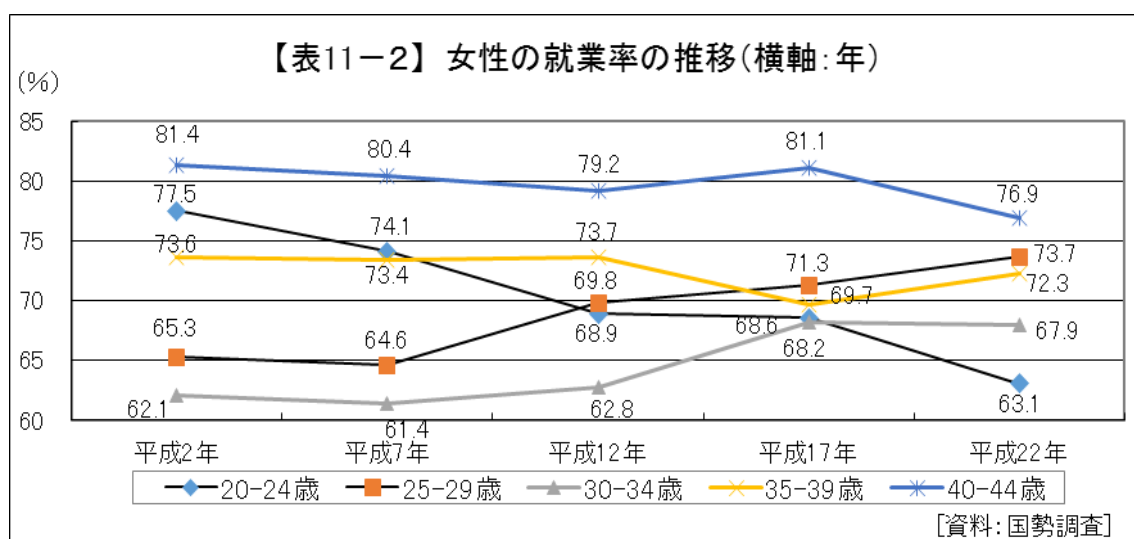
(1) 女性の就労の状況

朝倉市の女性の就業率の推移を年齢階層毎に見ると、「20～24歳」の階層は平成2年から平成22年の20年間に14.4%と大きく減少しています。

その他の階層では「40～44歳」が4.5%、「35～39歳」が1.3%減少し、「25～29歳」が8.4%、「30～34歳」が5.8%増加しています。



年齢階層毎の経年変化を見ると、「20～24歳」は減少傾向が続いており、「25～29歳」と「30～34歳」は増加傾向があります。「35～39歳」はほぼ横ばいで「40～44歳」は平成22年に大きく減少しています。



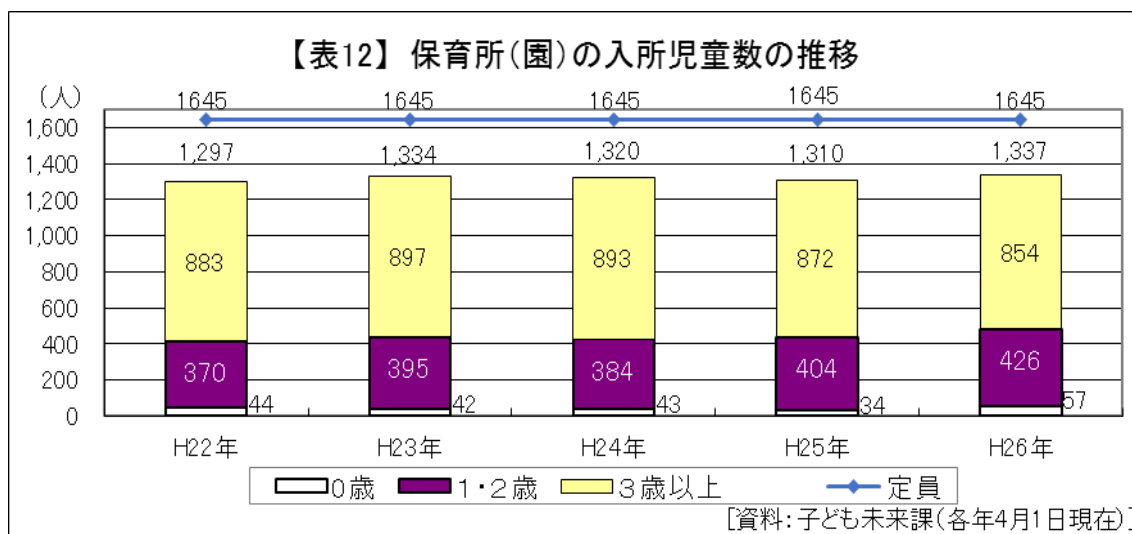
4. 子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育施設の状況

① 保育所（園）の状況

保育所（園）の入所児童数は、平成23年からおおむね1,300人を若干上回る人数で推移しています。これまで少子化により入所児童が減少してきたため、入所児童数は、定員を大きく下回っています。

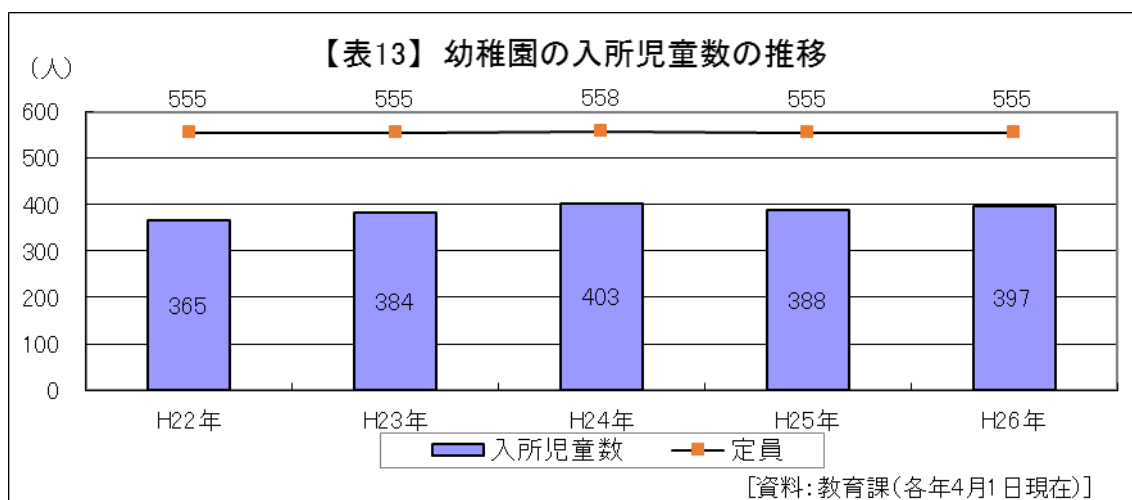
入所児童数を年齢階層毎に見ると、3才以上児の入所児童数が減少する中、0歳児は平成22年の44人から平成26年の57人と4年間で13人増え、同様に1・2歳児は370人から426人と56人増えており、入所年齢が低年齢化しています。



② 幼稚園の状況

幼稚園の入所児童数は、平成24年以降おおむね400人前後で推移しています。

入所児童数は、これまで少子化により入所児童が減少してきたため、定員を大きく下回っています。



(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

① 延長保育事業

保育所（園）を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数 (カ所)	10	10	10	10	10
年間利用者数 (人)	(取得不可)	536	586	604	614
(参考) 年間のべ利用者数 (人日)	13,732	14,161	14,230	14,708	14,812

② 放課後児童健全育成事業（学童保育）

親が共働きである世帯や留守が多い世帯の小学生を対象に、小学校の放課後に学童保育所で適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数 (カ所)	10	13	14	14	14
年間利用者数 (人)	337	366	409	424	429

③ 子育て短期支援事業

〔短期入所生活援助事業（ショートステイ）〕

保護者が仕事、疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難になったときに、乳幼児を児童養護施設で一時的な預かりを行う事業です。

〔夜間養護等事業（トワイライトステイ）〕

保護者が仕事、疾病等の理由により、平日や休日の夜間に不在になることで家庭において養育することが困難になったとき、その他緊急の場合に、乳幼児を児童養護施設で一時的な預かりを行う事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数 (カ所)	2	2	2	2	2
年間のべ利用者数 (人日)	19	0	18	18	0

(年間のべ利用者数は、ショートステイとトワイライトステイの計)

④ 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターやつどいの広場において、子育ての相談や情報提供を行うほか、子育て中の親子の交流、遊びの場を提供し、子育てを支援する事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数 (カ所)	3	3	3	3	3
年間のべ利用回数 (人回)	7,145	(取得不可)	13,008	15,223	15,035

⑤ 一時預かり事業

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難になったときに、乳幼児を保育所（園）で一時的な預かりを行う事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数 (カ所)	16	16	16	16	16
年間のべ利用者数 (人日)	1,339	1,936	1,795	1,661	1,532

⑥ 病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気や病気の回復期などで、保育所（園）・幼稚園などに通えない児童を一時的に医療機関に併設した専用スペース等において保育する事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	1	1	1	1	1
年間のべ利用者数（人日）	116	131	142	93	117

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
援助会員数（人）	25	49	55	65	70
依頼会員数（人）	40	47	66	96	123
年間のべ利用者数（人日）	21	28	38	79	153

⑧ 妊婦に対する健康診査

妊娠している方に対して、妊娠届出時に妊婦健康診査補助券（合計 1 4 回分）を交付し、妊婦健康診査の費用を公費負担しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診者数（人）	433	479	439	464	459
年間のべ受診回数（人回）	4,063	4,374	4,341	4,433	4,581

（補助券による助成回数は、平成 2 1 ・ 2 2 年度は 5 回、平成 2 3 年度からは 1 4 回となりました。）

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 カ月までの乳児のいるすべての家庭に保健師又は保育士が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する相談・助言などを行う事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象家庭数（戸）	215	233	237	235	270
実施家庭数（戸）	186	208	226	232	270
実施率（％）	86.5	89.3	95.4	98.7	100.0

⑩ 養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育力を向上させるための支援や相談・助言などを行う事業です。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問家庭数（戸）	—	—	5	5	2

（事業開始年度：平成 23 年度）

5. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

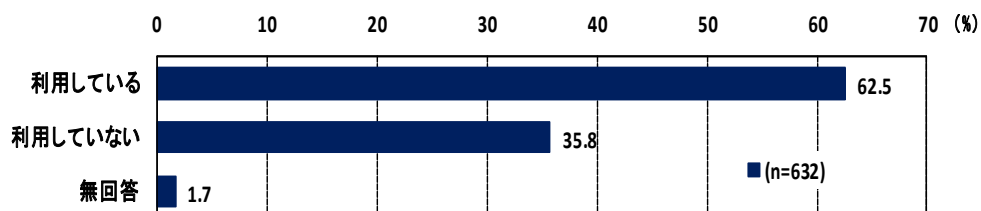
本計画の策定にあたり、「第4章 今後5カ年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」」の量の見込み（利用希望の見込み）の算出を行うための教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用意向についての調査と、子育て中の保護者の日常生活等の実態や子育て施策全般についてのご意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童をお持ちの保護者にアンケート調査を行いました。

(2) 教育・保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況

① 平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況

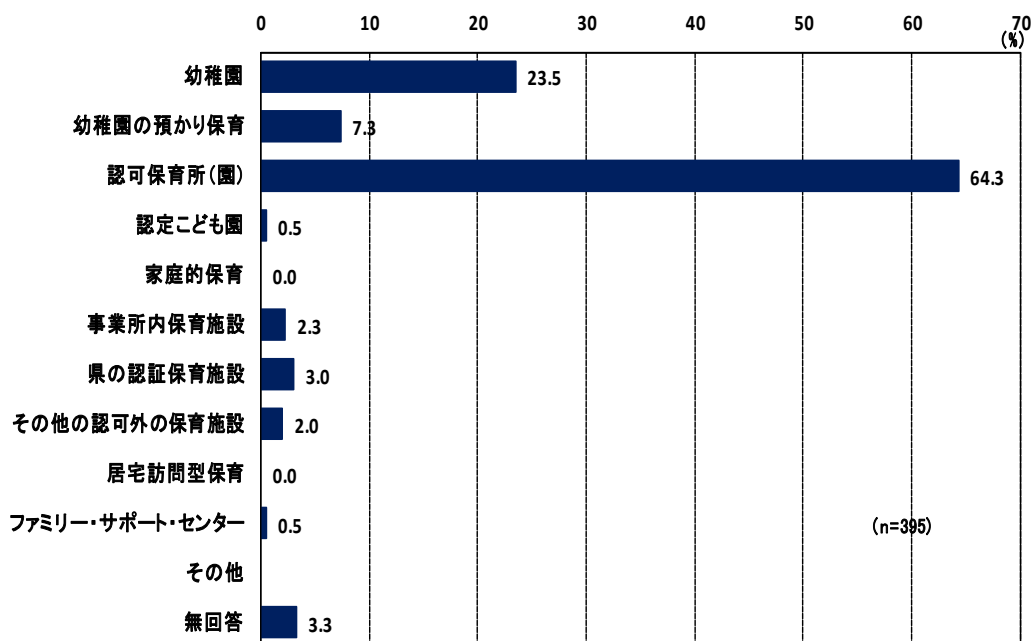
教育・保育サービスについては、就学前児童の62.5%の方が利用されています。

〈幼稚園や保育所（園）等の利用状況（就学前児童の保護者）〉



「利用している」方のサービスの種類は、以下のとおりとなっています。

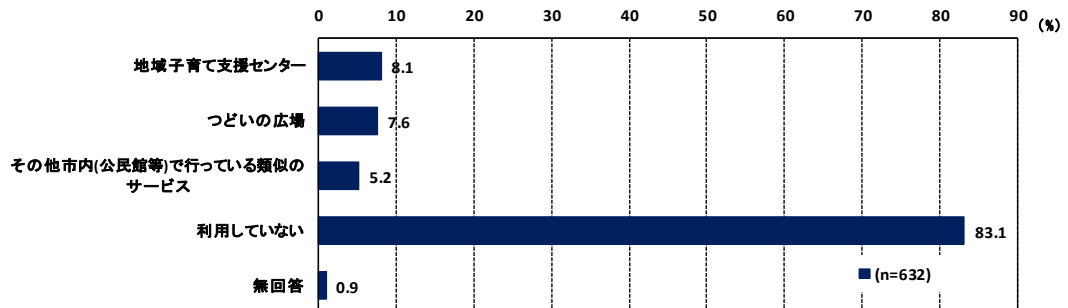
〈利用している方のサービスの種類（就学前児童の保護者）〉



② 地域の子育て支援サービス（地域子育て支援センターやつどいの広場等）の利用状況

前回調査（H20年実施）時の利用状況は、利用していないが92.0%、地域子育て支援センターが2.6%、つどいの広場が2.0%、その他市内で行っている類似のサービスが1.2%でした。前回調査時と比べ利用率が上がっています。

〈地域子育て支援センターやつどいの広場等の利用状況（就学前児童の保護者）〉

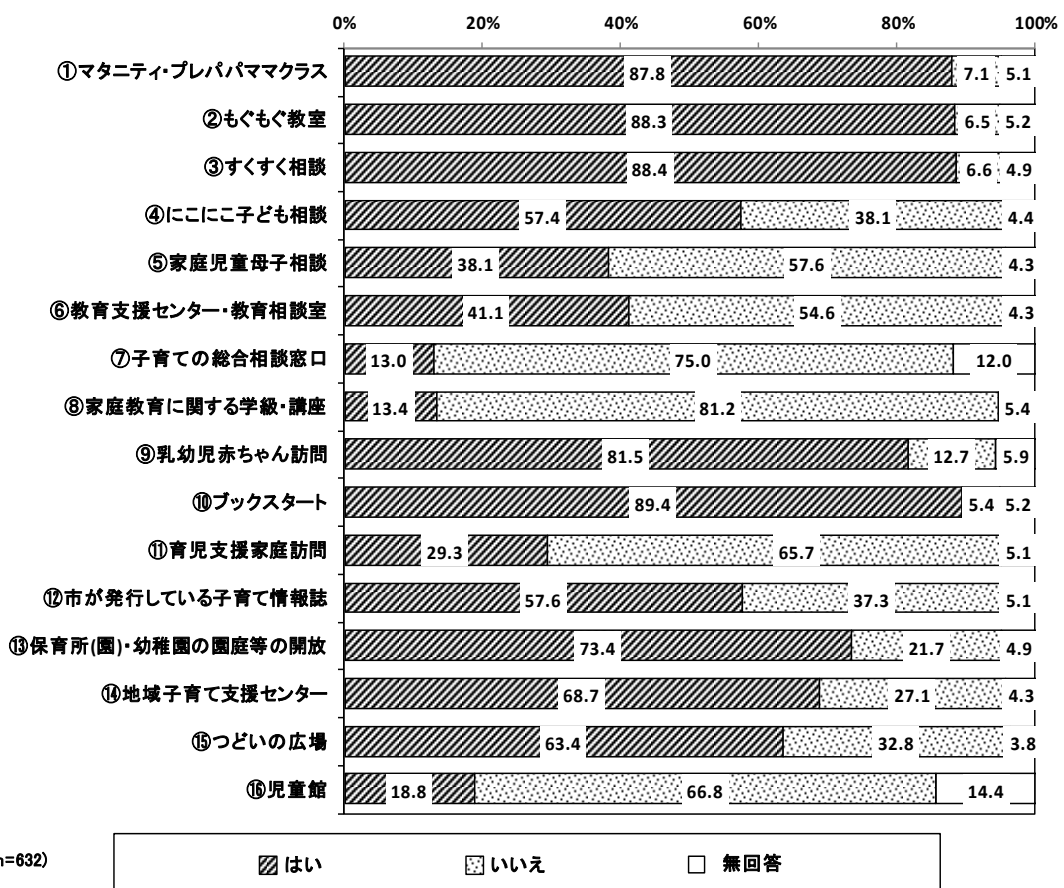


③ 地域の子育て支援サービスの認知状況

前回調査（H20年実施）時の認知度は、下記16事業の平均で46.7%でしたが、今回は平均で56.9%と事業全体の認知度は上がっています。

事業毎に見ると、特に認知度が上がった事業は、⑨乳児赤ちゃん訪問が+23.7%、④にこにこ子ども相談が+22.0%、③すくすく相談が+19.8%となっています。逆に認知度が下がった事業は、⑧家庭教育に関する学級・講座が△15.0%、⑪育児支援家庭訪問が△12.1%となっています。

〈各サービスの認知度（就学前児童の保護者）〉

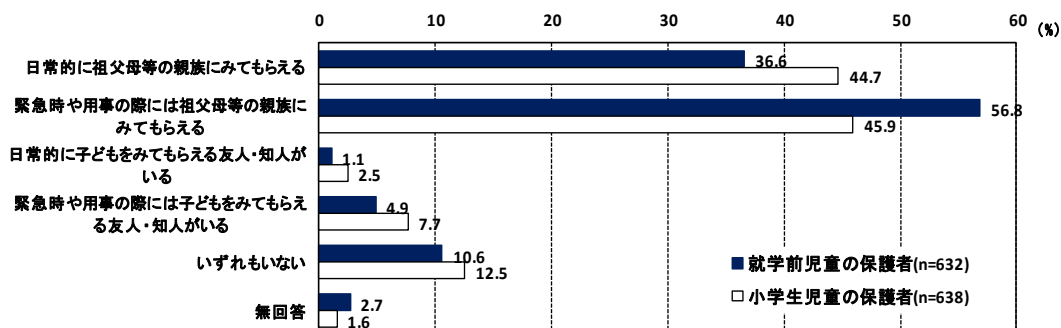


(3) 子育て全般について

① 子どもを見てもらえる状況

日常的又は緊急時に祖父母等の親族にみてもらえる家庭が相当数ある一方、いずれもないが就学前児童の保護者・小学生児童の保護者ともに 10%台あります。

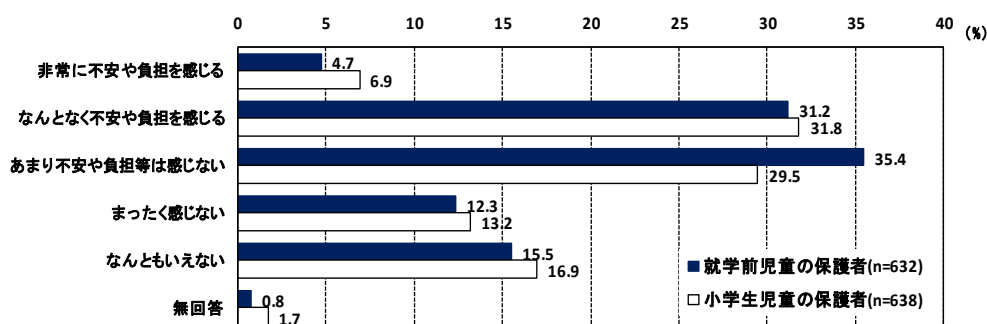
〈日頃、お子さんをみてもらえる人の有無（就学前児童・小学生児童の保護者）〉



② 子育てに関する不安や悩み

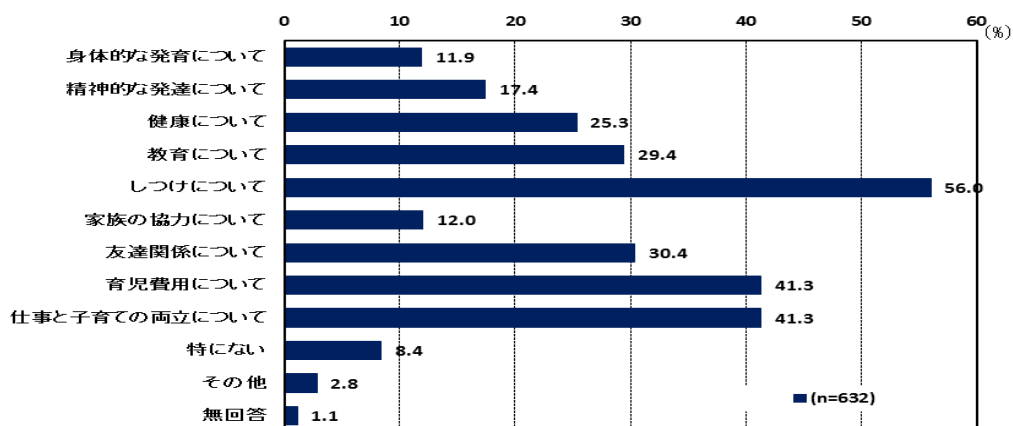
前回調査（H20年実施）時では、非常に不安や負担を感じるが就学前児童の保護者が 10.8%、小学生児童の保護者が 9.4%、なんとなく不安や負担を感じるが同様に 40.8%、37.3%でした。今回はいずれも下がってはいますが、依然として相当数の保護者が不安や負担を感じている状況があります。

〈子育てに関する不安感や負担感（就学前児童・小学生児童の保護者）〉



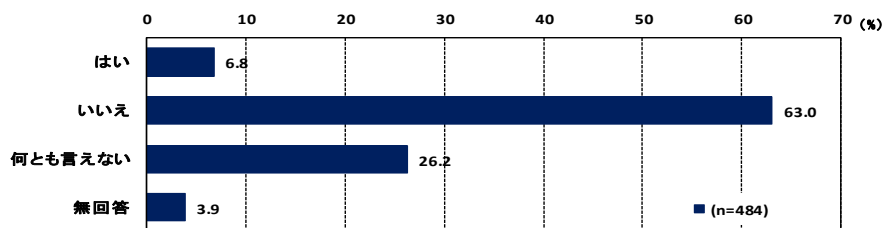
前回調査（H20年実施）時の上位5項目は、しつけ 63.8%、仕事と子育ての両立 43.0%、育児費用 42.6%、教育 35.4%、友達関係 34.2%と上位項目は変わっていません。

〈不安や悩みの内容（就学前児童の保護者）〉



前記「不安や悩みの内容」でしつけについての不安や悩みが最も多い結果でしたが、このしつけに関する不安や悩みの一端が表れており、子どもの虐待につながりかねない状況もあることがうかがえます。前回調査（H20 年実施）では「はい」と答えた方は10.8%でした。

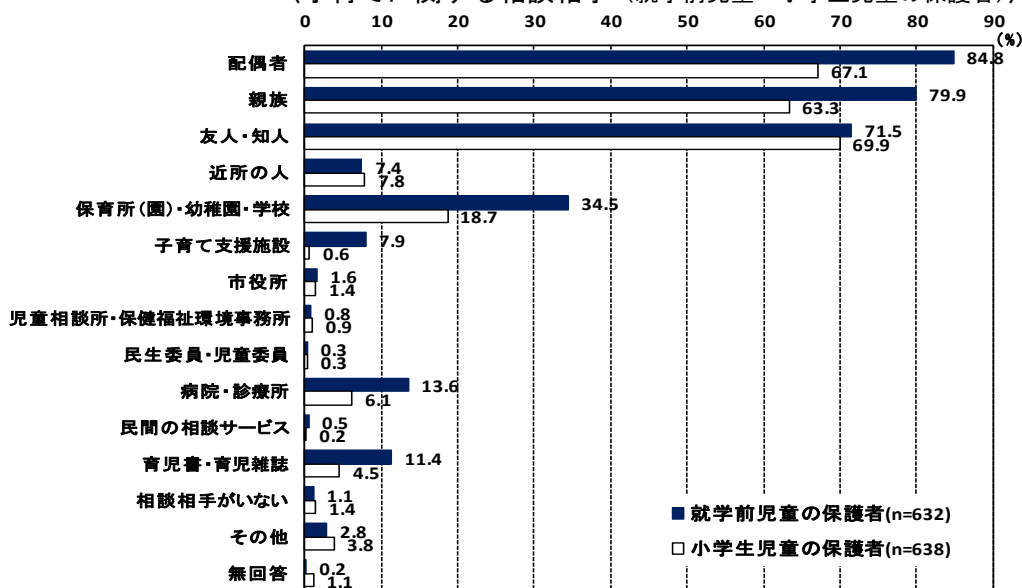
〈子どもを虐待しているのではないかと思うことの有無（就学前児童の保護者）〉



③ 子育てに関する相談相手

相談相手については、家族や友人などの身近な人が多く、次に教育・保育サービスを受けている保育所（園）・幼稚園・学校となっていますが、近所の人や民生委員・児童委員などの身近な地域における相談が少ない状況が見受けられます。

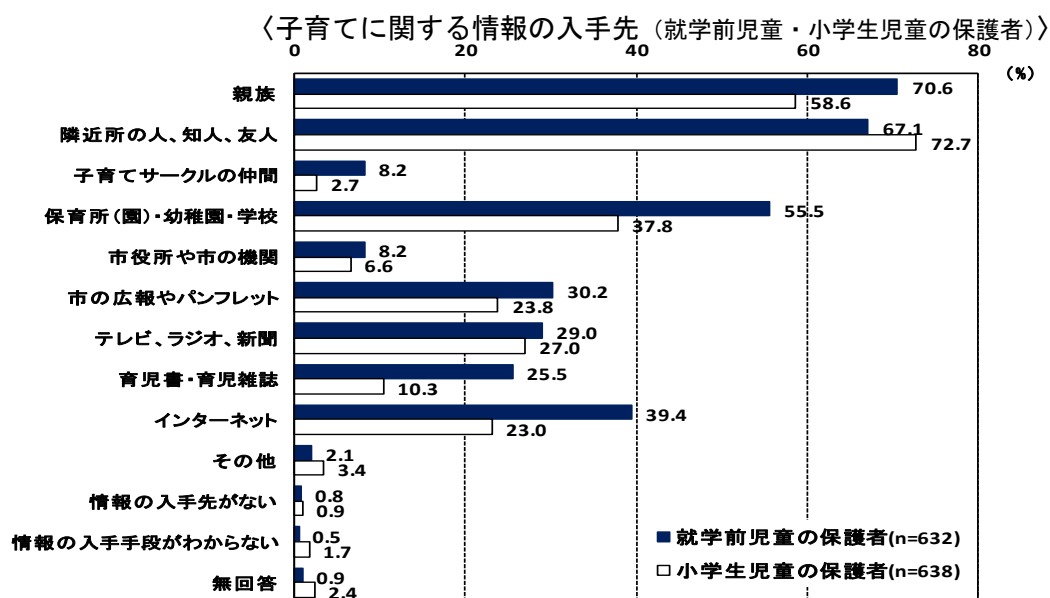
〈子育てに関する相談相手（就学前児童・小学生児童の保護者）〉



④ 子育てに関する情報の入手先

情報の入手先は、親族や友人・知人などの身近な人が多く、次に教育・保育サービスを受けている保育所（園）・幼稚園・学校などとなっています。

前回調査（H20年実施）と比べて変動が大きいのは、就学前児童・小学生児童の保護者合計で、インターネットが+34.9%、テレビ、ラジオ、新聞が△23.4%、市の広報やパンフレットが+17.0%、育児書・育児雑誌が△14.1%と情報の入手先が変化しています。

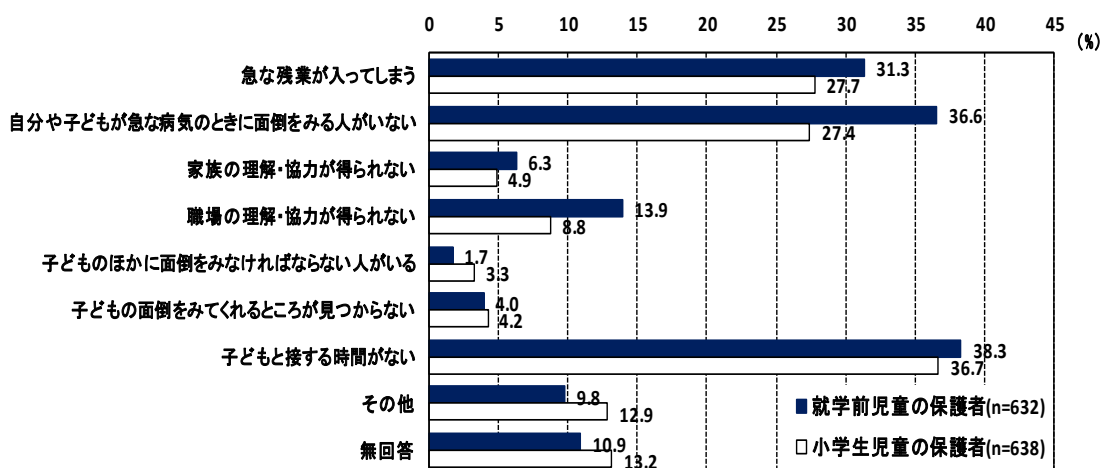


⑤ 仕事と子育ての両立について

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じる項目の順位は、前回調査と変わりありません。

前回調査（H20年実施）と比べて、就学前児童・小学生児童の保護者合計で、病気のと看に面倒をみる人がいないが△20.1%、子どもと接する時間がないが+8.9%、急な残業が入ってしまうが△7.5%となっています。

〈仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（就学前児童・小学生児童の保護者）〉



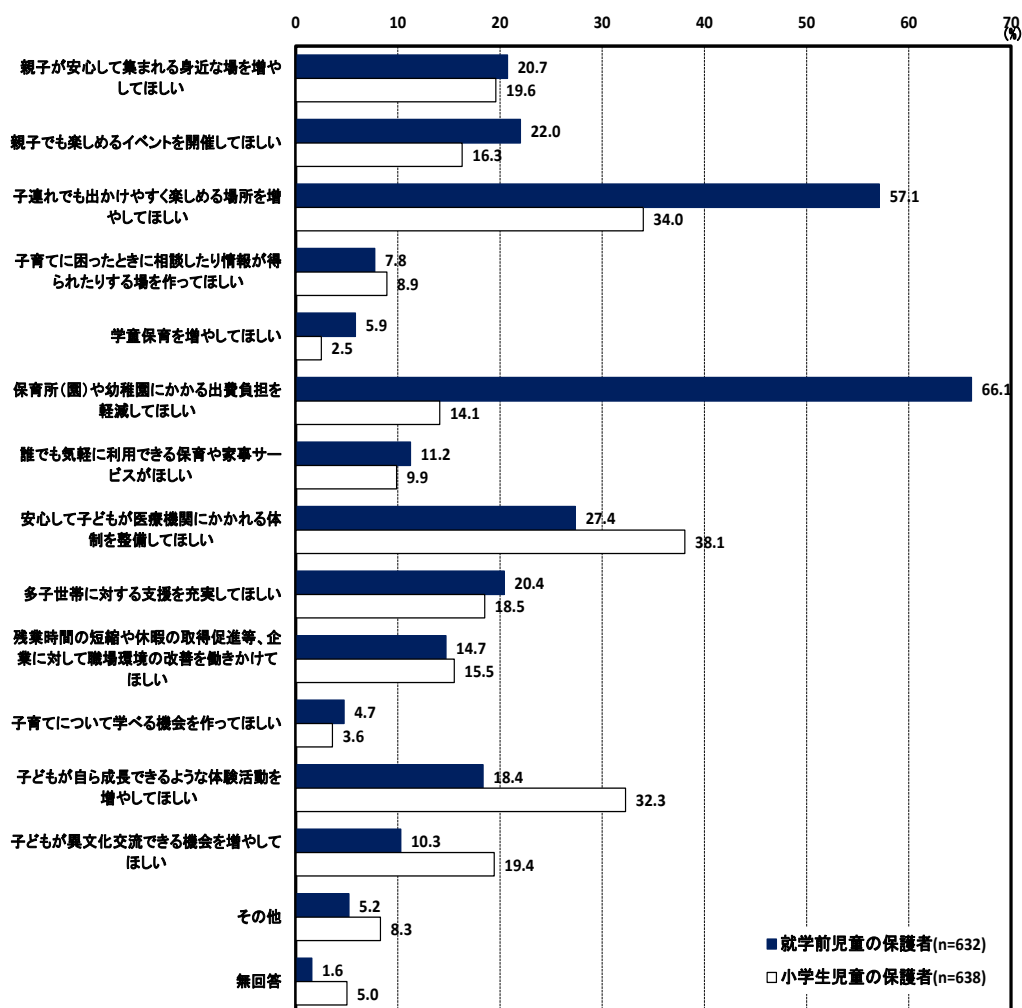
(4) 朝倉市の子育て支援について

① 子育て支援の充実

保護者の求める子育て支援について、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者では、就学前の教育・保育と義務教育の制度上の違いや子どもの成長により、求める子育て支援に変化が出ています。特に顕著なのが保育所（園）や幼稚園にかかる出費負担の軽減があります。

就学前児童・小学生児童の保護者合計では、子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やすが91.1%、保育所（園）や幼稚園にかかる出費負担を軽減するが80.2%、安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備が65.5%となっています。

〈市に対して充実してほしい子育て支援（就学前児童・小学生児童の保護者）〉



6. 朝倉市次世代育成支援後期行動計画の成果指標について

平成22年に策定した「朝倉市次世代育成支援後期行動計画」では、平成20年に実施したアンケート調査結果を活用し、市民の視点を取り入れた朝倉市独自の計画全体の成果指標を設定していました。今回、本計画策定のため平成25年にアンケート調査を行った結果、その成果指標の実績は次のとおりとなっています。

「① 子育てに不安や負担を感じる保護者の割合」及び「② 子どもを虐待しているのではないかと思う保護者の割合」については、目標どおり減少しています。

しかしながら、「③ 子育てサークルなど自主的な活動に参加している保護者の割合」については増加を目標としていましたが減少し、「④ 仕事と子育てを両立する上で大変と感じることについて、子どもと接する時間がないと感じる保護者の割合」については減少を目標としていましたが増加した結果となっています。

朝倉市次世代育成支援後期行動計画				今回のアンケート
指 標	対 象	現状 (H20年度)	目標 (H26年度)	実績 (H25年度)
① 子育てに不安や負担を感じる保護者の割合（「非常に」と「何となく」の計）	就学前児童	51.6%	減少	35.9%
	小学生児童	46.7%	減少	38.7%
② 子どもを虐待しているのではないかと思う保護者の割合	就学前児童	10.8%	減少	6.8%
③ 子育てサークルなど自主的な活動に参加している保護者の割合	就学前児童	4.5%	増加	3.6%
④ 仕事と子育てを両立する上で大変と感じることについて、子どもと接する時間がないと感じる保護者の割合	就学前児童	33.7%	減少	38.3%
	小学生児童	32.4%	減少	36.7%

7. 朝倉市の子ども・子育て支援の課題

(1) 人口・世帯の動向及び女性の就労状況と子育て支援の充実

- 近年、少子化により周りに子どものいる家庭が少なくなるとともに、核家族化が進み家庭や身近な地域に相談できる相手がいなかったり、人とのつながりが希薄化する傾向にあります。子育ての孤立感や育児不安を感じる保護者も多く、この孤立感や育児不安を和らげる子育て支援が重要となっています。
- 朝倉市の子育て世代の中心となる20代後半から30代女性の就業率は、全国平均、福岡県平均を上回っており、また、ひとり親家庭も増加していることから、仕事と子育ての両立を支援し、多様な働き方に合わせた保育サービスなどの充実が求められています。

(2) 教育・保育サービスの充実

- 全市で見れば、少子化により年少人口の減少に伴い就学前児童数も減少していますが、保育所（園）や幼稚園を利用する児童はほぼ横ばいの状況です。しかし、地域によっては就学前児童数が増加しているところもあるため、地域毎の教育・保育ニーズに留意し、教育・保育サービスの量的確保を図る必要があります。
- 教育・保育サービスの量的確保とともに、職員の研修参加によるより高度な知識・技能の習得や施設環境の改善などにより、教育・保育サービスの質的向上を図る必要があります。
- 個々の子どもの発達段階や体質などに応じ、配慮の必要な子どもへのきめ細やかな対応も課題となっています。

(3) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 保護者の就労意欲を支え多様化する就労形態の中で、安心して子育てができる環境を整える必要があり、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）など多様なサービスを提供する必要があります。
- 家庭で子育てをしている場合でも、保護者の疾病や急な用事が生じたときには一時的・緊急的に子どもを預けられる場が必要です。サービスの提供により子育てに伴う心理的・身体的な負担を緩和する必要があります。また、必要とする保護者がそのサービスの活用が図られるよう、事業等の周知を図る必要があります。
- 同居の親族や近所に知人がいない場合は、保育所（園）での一時預かり事業等の利用時間外に子どもを預けたい状況が生じたり、保育所（園）などの送り迎えを依頼したい場合など、施設でのサービスでは対応できないケースもあるため、施設以外のサービスを提供する必要があります。
- 子育て中の家庭では、身近に相談できる人がいなかったり、同じく子育てをしている保護者との意見・情報交換を行う場が身近にないなど、保護者が孤立感や育児不安を抱える状況があります。そのような孤立感や不安感を軽減するため、地域において子育てについて気軽に相談することができ、適切なアドバイスを受けられ、保護者同

士の交流によって情報交換や気分転換ができる場の提供が必要です。

- 妊娠・出産やその後の育児を安心して行うためには、健康診査や保健指導を行い、母子の健康と子どもが健やかに育つ環境を整える必要があります。
- 保護者の子育てに関する情報の入手方法は、従来のテレビや育児書・育児雑誌によるものから、スマートフォンなどの普及によりインターネットを通して情報を入手することが多くなっています。市が作成している子育て支援情報誌の配布のほか、ホームページなどを活用した情報発信を充実する必要があります。
- 子どもたちの健全育成を図るには、地域全体での取り組みが不可欠であり、子どもたちに、中学生・高校生・高齢者などとの世代を超えた交流の機会を提供し、子どもたちを健やかに育てることができる地域づくりが必要です。
- 子育てに関する不安感や負担感の一つに育児に伴う費用負担があります。教育・保育に係る費用や医療費等の負担軽減など、子育て家庭の経済的支援を更に検討する必要があります。

(4) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 虐待を受けた子どもは、身体的・精神的な傷を負い、心身の成長・人格形成に大きな影響を受けます。最悪の場合、命を失うこともあります。
虐待についての予防・早期発見・早期対応・再発防止などの迅速な対応が必要です。
- 乳幼児の健康診査は、支援を必要とする児童の早期発見に大きな役割を果たすことから受診勧奨に努める必要があります。また、子どもの健康や発育に不安を持つ保護者からの相談を受ける体制と、その後の専門的な機関による適切な医療や指導が受けられる支援体制の確立が必要です。
- ひとり親家庭は、子育てをする上で経済的に不安定な状態であったり、生活においても多くの問題や不安を抱えている場合が見受けられます。相談体制を確立し、経済的に自立した上で子育てすることが子どもにとって必要なため、自立支援を行う必要があります。
- 障がいを持つ子どもが身近な地域で安心して成長できるよう、保育所(園)、幼稚園、学校などでの受け入れ体制の確保が必要です。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- 仕事と子育ての両立を支援するため、多様化・長時間の就労に対応した保育サービスなどを行う必要がありますが、その一方で仕事時間と生活・育児時間のバランスがとれる働き方を進める必要があります。そのためには、労働時間の短縮、育児休業の取得促進、子どもの急病時の対応など、事業主の子育てに対する理解を深め、働きながらも子育てがしやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

(6) 安全・安心な子育て環境の充実

- 安全・安心な子育て環境づくりには、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、交通安全教育やチャイルドシートの普及啓発、歩行者にやさしい道路整備等、

関係機関・団体の協力を得て地域の防犯活動・登下校時のパトロールなどが必要となっています。

- 家族で手軽に行ける公園や遊具設置の要望が多く、子どもを安心して遊ばせることができる公園や広場の整備を進めるとともに、遊具等の維持管理に努める必要があります。
- 妊婦や子ども連れの親子、障がいを持つ人たちが安心して外出し利用できるよう公共施設・道路・公園などのバリアフリー化を推進する必要があります。

(7) 青少年の健全育成の充実

- 子どもたちが豊かな心を育てていくためには、自然や地域社会とふれあう機会や交流の場が必要です。地域・学校・家庭が連携し、次代を担う子どもたちを健全に育てていくための環境整備に努め、自らが考える力や豊かな心を育むことができるよう、さまざまな体験活動の充実を図る必要があります。